

県立学校のいじめ事案に係る個人情報不開示決定等に対する 審査請求について

1 審査請求人 1名（令和8年5月7日）

2 審査請求の内容

(1) 保有個人情報開示請求

審査請求人は、令和8年3月27日、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、教育長に対し、令和3年度に発生したいじめ事案に関して愛媛県教育委員会及び某県立学校が保有する個人情報の開示請求を行った。

(2) 本件開示請求に対する処分

教育長は、請求対象の一部が不存在であるため、並びに個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号及び第7号に該当するため、令和8年4月10日、請求のあった個人情報について、不開示決定（文書不存在）及び部分開示決定の処分を行った。

3 審査請求の趣旨及び主な理由

（趣旨）全部開示又は部分開示を求める。

（主な理由）

- (1) 当時の事実経過に照らして、記録が存在しないことは不自然である。
- (2) 部分開示された文書について、第三者情報として非開示とすることが妥当でないものがある。また、広範な黒塗りが行われており、開示可能部分を再検討するべきである。

4 今後の手続

行政不服審査法に基づき、教育長が審査庁として処理を行う。

- (1) 審査請求人に弁明書を送付し、審査請求人の反論を受けて、主張を整理する。
- (2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定に基づき、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。
- (3) 同審査会での調査審議を経て答申を受け、教育長が裁決を行う。